

高松家庭裁判所委員会（第29回）議事概要

1 日時

平成30年6月1日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

今村智仁，小野美佐子，植屋伸一，菊井一夫，黒田雄二，森川英彦，柳瀬治夫，山本美雪，吉田剛

(2) 説明者

田中美緒（主任家庭裁判所調査官）

(3) 事務担当者

藤川浩（首席家庭裁判所調査官），松井隆樹（首席書記官），山崎晃（事務局長），浅原健（次席家庭裁判所調査官），山沖博史（総務課長），大塚昭人（総務課課長補佐）

4 議事（■委員長，○委員，●説明者又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「少年に対する教育的措置について」に関する協議

ア テーマに関して，説明者が説明した。

イ 質疑応答及び意見交換

- これまで少年事件を受任した経験からすると，そんなに長い期間事件が家裁に係属している訳ではない。そうすると，教育的措置を受けられる機会のある少年とそうでない少年がいるのではないか。教育的措置を受ける機会は少年全員に平等にあるのか。
- 教育的措置として実施している各種の講習については，事件の内容やタイミングを勘案した上で受講させる少年を選んでいる。また，講習を受講させられない少年に対しては，家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）が調査の中でワークブックを用いて説明するなどして，教育的措置を実施している。これらによって教育的措置を受ける機会が平等に与えられるように努めているところである。
- 審判不開始や不処分となった後は，教育的措置を講じることはできないのか。
- 終局決定がなされた後は，家庭裁判所の手続を離れることになるので，そのとおりである。ただし，裁判所が保護観察など保護処分の決定をした場合には，保護観察所等において処遇をしてもらうということになる。
- 私は，会社がある地区の「安全推進委員会委員」をしており，休日にゲームセンターの見回りをしたりしているが，先般同委員会の総会に出席したところ，本庁の少年保護事件の新受件数が前年より109件減少した旨聞いた。かかる減少は，裁判所の働きかけや努力にもよるものなのか。
- 少年事件の数が減少しているのは確かであり，香川県内ではここ5年間で窃

盗、傷害等の一般保護事件が約48パーセント減少しているほか、全国では約42パーセントの減少となっており、少年事件の減少は全国的な傾向と言える。これについては、少年人口そのものが減少していることに加え、家庭裁判所における教育的措置を含めて、少年保護の制度が一定程度機能しているものと考えられる。ただし、非行の内容面では、世間を騒がせるような重大なものが引き続き発生しており、また、SNSの関係する非行や性非行等、新たな難しい非行形態が増加傾向にあるため、注意すべき点は多く、安心はできないものと考えている。

- 原因はよく分からないが、成人の一般刑事事件も全国的に事件数が右肩下がりであり、少年事件もその流れの中にあるのではないかと思う。
- 少年の再犯率は高いと聞くが、どれくらいなのか。
- 再犯率については、再犯に至るまでの期間の取り方等の面で、率を割り出すのは統計上難しいところがあるのが実情である。非行者のうち再非行者の割合は全国平均で約36パーセントほどであり、家庭裁判所に送致された少年の3分の1以上が再非行を行っていることになり、家庭裁判所としても更なる努力が必要と考えている。
- 少年事件の背景には家庭の事情もあるかと思うが、少年と保護者が一緒に教育的措置を受けることで、少年と保護者の距離が近くなった事例等があるか。また、教育的措置には、保護者にも全員参加してもらえるのか。
- 清掃活動や切手収集には、保護者も一緒に参加してもらうことを原則としている。

こうした活動により、これまで口を利かなかった少年と保護者が口を利いたようなケースや、自分が悪いことをしたのに保護者が一生懸命活動を行ってくれているのを見てうれしくなった旨少年が述べたケースがあり、かかる活動が親子の交流に結びついているものと考えられる。

なお、非行の原因については、いろいろなものが複合していることが多いが、やはり家庭の問題は大きな原因であると考えている。さらに、非行の背景に虐待等の深刻な事情がある事例もあり、調査をきっかけに少年の福祉的対応につながるケースもある。

- 親子関係にはいろいろなものがあり、一見すごく仲が良さそうに見えるが別々に話を聞くと互いへの不満を述べる親子もいる。また、不満等を言うだけ言うとすっきりする人もいる。第三者ができることには限界があるにしても、話を聴くことで、気持ちやすっきりするとか、客観的に事実を見ることができるといったことのきっかけになればと思う。
- 調査の過程で教育的措置を受ける際、①措置を受けることは任意なのか、また②任意性があったとした場合に、措置を受けないと審判の結果がまずいものになるというモチベーションにつながるのか。
- 措置を受けるのはあくまで任意であるが、裁判所の少年審判の手続内で受けることになるので、対象者の選定は慎重に行っており、例えば、清掃活動を提案して断られた例は経験上はない。実際は面倒だと思いながら渋々清掃活動に

参加したという少年や保護者もいるとは思われるが、実際に活動させてみると、はじめは態度が悪くても活動後はすっきりした顔をしているなど、効果が高いように感じる。

- 清掃活動等を持ちかけても来なかったという場合、更に働きかけを行うのか。
- 通常の調査官調査の呼出しにおいても少年が出頭しないということはある、その場合には、なぜ来なかったのか等の理由を確認した上で対応を考えている。
ただし、清掃活動等は、一度調査をした後に行うものであり、これまで、これに少年が無断で出頭しなかったという経験はないが、もし出頭しなかった場合には、少年に連絡を取り、来なかった理由を確認して、次回の教育的措置に参加させるかどうか等について、調査官が裁判官と相談して個別の対応をとることになるかと思う。
- 「少年友の会」のメンバーや学生ボランティアは何人くらいいるのか。また、少年と接する際のポイント等について、彼らに特別な事前教育をするのか。
- 「少年友の会」の会員は、170人程度である。「少年友の会」のメンバーには調停委員や元職員が多く含まれており、手続にも詳しいので、裁判所としては特別なレクチャーはしていないものの、毎月定例会があり、そこには調査官が出席している。

学生ボランティアの人数は、変動があるものの概ね15人程度である。学生ボランティアのメンバーに対しては、少年と年の近い者としてスムーズに清掃活動等ができるよう声かけ等をしてほしい旨の説明をしているほか、家庭に問題があったり学校に行っていないなかったりする少年が多いので、アルバイトや学生生活のこと等、「健全なモデル」の1つとしての体験を少年に話してもらいたい旨を指導している。

- 教育的措置のメインの役割は調査官が担っているが、裁判官は、調査官から報告を受けて進行の相談をしたりするほか、審判をするかどうかの分かれ目の判断を行うこととなる。審判不開始が全体の4割を、不処分が全体の2割を占める中、審判を行うのは「重い」ことであるので、裁判官は審判の場において、少年に「もう後がない」ということを分からせる役割も担っているものと言える。

審判では、裁判官及び調査官から、また事件によっては付添人から、少年に問いかけを行い、また、調査官から少年が教育的措置を受けた結果を示してもらう。少年は、言いたいことをうまく言えなかったり、理解力が乏しかったりするので、何度も同じことを聞きながら、少年の答えに更に問いかけをするなどして、少年の反省の度合いを見極める。保護観察とするか少年院送致とするか、少年の審判手続での様子によって結論が分かれることもある。刑事裁判においては行うことが決まっているが、少年審判においてはシナリオのようなものは決めておらず、裁判官にもよるとは思うが、少年の審判手続における反応を見ながら進めている。

- 少年法22条1項には、「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。」との規定があり、これは少年事件の特殊性を示していると考えられる。少年にはこのように接しないと内省が深まらないし、また少年は成人と違って可塑

性があり、上手に働きかければ再非行も防げる可能性は高いのであり、裁判官は、法律のこのような趣旨を踏まえて審判をしなければならないということだと思ふ。

ところで、検察庁においては、少年に対する教育的措置の側面は考慮されるのか。

- 検察庁は事件捜査を行う機関であり、少年に対する教育的措置を考慮する立場にはない。逆送されて刑事事件となった場合を考えると、少年が何を行い、どのような役割を果たしたのかを見極める必要があるし、少年審判で終わる場合でも、審判における事実認定を行うに足る資料を収集することが重要となる。
- 少年審判においても司法的機能はあり、一定の場合には逆送が必要的とされているし、少年院送致も少年の自由を拘束することになるから、とりわけ少年が否認している場合には事実関係を明らかにする必要がある。また、被害者保護の必要もある。もっとも、多くの少年事件においては、少年審判におけるもう一つの機能である教育的機能が該当し、各種の教育的措置を実施することとなる。各委員において、家裁の教育的措置につき改善した方が良いと思われる点や、より良い少年への働きかけの方法等についてご意見はあるか。
- 観護措置決定がされて少年が鑑別所に入る場合があるが、この場合にも教育的措置が行われることがあるのか。
- 観護措置というのは、少年の抱える問題等が調査官による調査だけでは見極められないような場合に、少年を2週間から4週間程度鑑別所に入れて専門家に少年の心身の状況を見てもらい、鑑別所の報告書を受けて少年に対する処遇を検討するものである。この場合であっても、例えば試験観察を行う場合には、一旦自宅に帰ることになるところ、その間に教育的措置を行うこともある。
- この試験観察は中間的処分であり、この間に短期補導委託先に少年を委託し、ボランティア等をさせて、その際の様子を見てから最終的な処分を決めることがある。また、観護措置のとられていない在宅の少年が試験観察に付された場合にも、教育的措置を行うことがある。
- 私が勤務する保育所においては、機会をつくり、母親にも絵本の読み聞かせを行っている。悩みながらの子育ての中で、読み聞かせに参加して涙して、ほっとしたという感想を述べる母親もいる。このような母子活動をしている人が少年や保護者と接することで、彼らの自尊感情を取り戻すことができると思う。
- 自尊感情という点で言うと、香川県は中学生の自己肯定ランキングが全国最低であり、これが直接非行に結び付くかどうかは別としても、彼らが自分の強みをどう捉えるかは大事であると思う。少年に対しては、これまでを振り返らせて、頑張ったことや褒められたことを思い出させるのが良いと思う。
- 少年に対しては、被害者の受けた被害を理解させることも重要だと思う。高松出身の作家である菊池寛の作品に、「若杉裁判長」という短編がある。温情判決を出す裁判官が、自宅に泥棒に入られ、妻子が精神的ショックを受けたことを機に、通常なら執行猶予が当然と考えられた被告人に厳しい判決を出した、というストーリーであるが、このような本等を教材として、少年に感想を話させたりし

てみてはどうか。

○ 以前に、ある重大犯罪を犯した者の話を聞いたことがあるが、その者は全員少年院で知り合った共犯者らと少年院から出た後も関係を続け、犯罪行為を繰り返していた。そして、その者は、幼少時はある分野の指導者である親のもと、その分野で「天才少年」と賞されてマスコミにも取り上げられた存在であったにもかかわらず、他のことを親からさせてもらえなかったために非行に走り、挙句の果てに長期の服役をする結果となった。家庭環境がしっかりしていても道を踏み外す者はいる。その者も、非行に走った際に周囲は手を貸したのかもしれないが、このような人生を歩む必要はなかった。少年法22条1項は「和やかに」と謳うが、審判においては、立ち直らなければとんでもないところまで行ってしまう、今が瀬戸際なんだということを少年に説示する必要もあると思う。

■ 本日は、貴重なご意見をいただいた。皆様からのご意見・ご感想を今後の少年事件の教育的措置に生かしていきたいと思う。

(3) 次回期日

平成30年11月2日（金）午後1時30分から開催することとした。